

14. 印西市印旛地域包括支援センター

第1号介護予防支援事業

総合相談支援

権利擁護

包括的・継続的ケアマネジメント支援

生活支援体制整備事業

認知症総合支援事業

その他

項目		平成31年度 印旛地域包括支援センター 事業計画	
		事業別活動目標	具体的活動計画
業務別	予防第1号介護支援事業	要支援者及び事業対象者に、介護予防・日常生活支援を目的として自立支援を考慮しつつ必要な援助を行う。	印旛地域資源開発のため、地域の様々なところに出向き地域住民との横のつながりを密にし、それらを活用できるようにする。
	総合相談支援	本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等からの様々な相談に対し、状況把握を行い、適切なサービスや情報提供、関係機関の紹介を行う。	「いつでも、どこでも、だれとでも」を基本に、困りごとへの迅速な対応・早期発見できるよう日々各職員が意識して業務を行う。 ワンストップサービスの拠点として専門的支援をし必要時専門機関へつなぐ。
	権利擁護	高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度の活用促進等に関する相談窓口であることを周知し、権利侵害の防止、早期発見に努めていく。	権利擁護に関する周知・啓発活動をしていく。 市の開催する事例検討会に参加し事例を通して知識と技術向上を図る。 権利侵害を受けている高齢者に対して、法を順守しながら市や関係機関と連携して支援業務を行う。365日24時間体制で対応する。
	包括的・継続的支援ケア	地域の介護支援専門員が円滑に継続的なサービス提供の調整が行えるよう、総合調整や後方支援と行う。 介護支援専門員の資質向上を図れるように、事例検討会や研修会を開催する。	困難事例を担当する介護支援専門員に同行訪問し、地域ケア個別会議を活用しながら支援する。 関係機関、関係者と意見交換し多職種協働による支援体制を構築する。 介護支援専門員を支援する立場として資質向上に努め、研修会に参加する。
	生活整備支援事業体制	センターは生活支援コーディネーターと協働し、住民主体の地域づくりについて地域と共に考え、働きかけを行う。	コーディネーターと共に印旛圏域の状況（人的・環境等）把握に努め、お互いさま、助け合いの精神を広く周知していく。 地域での公共・ボランティア活動の場に足を運び、顔の見える関係づくりをする。
	認知症総合支援事業	認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援体制を構築する。 認知症で適切な医療介護に結びついていない人を支援する。	認知症の正しい知識の普及・交流・家族の支援の場となるよう認知症カフェを年4回実施する。 適切な医療・サービスにつながっていない事例を把握した時は適切なサービスにつなぎ継続的な支援を行う。 困難な事例については認知症初期集中支援チーム・市と連携を図る。
その他	市が推進している地域展開型介護予防事業「いんざいちょきん運動」の後方支援及び事業の普及、啓発に取り組む。	市主催のちょきん運動サポーター養成講座、インストラクター養成講座、地区全体交流大会等の運営補助、圏域グループの体力テスト測定業務を行う。 ちょきん運動の取り組みがない地域へはちょきん運動の普及啓発に取り組む。	
	買い物バスツアーの後方支援に取り組む。	買い物バスツアーの周知をしていく。 買い物バスツアー参加者取りまとめを行い、支部社協の後方支援を行う。	